

令和9年度埼玉県スクールソーシャルワーカー募集要項

埼玉県教育委員会

埼玉県教育委員会は、いじめや暴力行為等の問題行動、不登校、子供の貧困、児童虐待等の課題を抱える児童生徒の就学支援、健全育成、自己実現を図ること、教育相談体制の充実や教員の資質の向上を図ることを目的として、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて児童生徒やその家庭への支援などを行うため、埼玉県スクールソーシャルワーカーを以下のとおり募集します。

1 選考の対象者

(1) 応募資格（令和9年3月31日時点で、以下の要件を満たす者）

ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者

イ 教育や福祉の分野に関して専門的な知識・技術を有し、過去に活動実績がある者

※ただし、地方公務員法第16条の欠格事項に該当する者（次のいずれかに該当する者）は対象となりません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(2) 志願者分類

以下のとおり志願者を分類します。

ア 令和8年度現職者【70歳未満】

令和8年度埼玉県スクールソーシャルワーカーとして任用され、令和9年3月31日現在において在職予定の者（任期満了前に退職した者及び令和9年3月31日現在の年齢が70歳に達している者を除く）

イ 令和8年度現職者【70歳以上】

令和8年度埼玉県スクールソーシャルワーカーとして任用され、令和9年3月31日現在において在職予定の者で、同日現在の年齢が70歳に達している者

ウ 新規採用希望者

上記ア・イ以外で、埼玉県スクールソーシャルワーカーとして勤務を希望する者

2 選考

(1) 選考方法 書類審査及び面接審査

ア 一次審査 書類（入力内容含む）による選考を行います。

一次審査の結果は、令和8年11月中旬以降に郵送する予定です。

イ 二次審査 一次審査合格者を対象に、面接による選考を行います。

面接会場 埼玉教育会館

所在地：埼玉県さいたま市浦和区高砂3-12-24

面接日 令和8年12月21日（月）

※面接時間については、一次審査結果の連絡時にお伝えします。

なお、指定された時間は変更できません。当日、指定された時刻までに来場しない場合は、欠席とみなし、選考の対象外とします。

※志願者分類アの方は、書類審査及び勤務状況等を判断し、二次審査を免除する場合があります。

※選考においては、提出書類及び勤務可能地域・勤務時間等、総合的に判断します。

(2) 選考結果 選考の結果は、令和9年1月下旬に郵送する予定です。

(3) 採用予定者名簿への登載

選考の結果、採用候補者として決定した者を「令和9年度埼玉県スクールソーシャルワーカー採用予定者名簿」に登載します。

(4) 採用予定者名簿からの削除

次の事項に該当した場合には採用予定者名簿から削除します。

ア 応募資格を欠いていることが明らかとなった場合

イ 心身の故障その他により、埼玉県スクールソーシャルワーカーとしての適性を欠くことが明らかとなった場合

ウ 令和8年12月25日に施行される学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（別紙1）（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、「特定性犯罪事実該当者」であると認められた場合

※「特定性犯罪事実該当者」とは、こども性暴力防止法第2条第8項により規定れ、採用予定者名簿に登載後、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要になります。

なお、犯罪事実確認にあたっては、こども性暴力防止法関連システムを通して、国に対してこども性暴力防止法第33条の定めにある書類等（戸籍抄本等）を提出していただきます。

(5) 補充任用候補者名簿への登載

採用予定者とならなかった者のうち、成績上位者は、希望があれば「令和9年度埼玉県スクールソーシャルワーカー補充任用候補者名簿」に登載します。これは、欠員が生じ補充が必要となった場合に、当該名簿登載者の中から任用するためのものです。

3 選考に係る提出書類等ならびに提出方法

(1) 現職者への応募意向調査

志願者分類ア、イの方は、令和9年度選考の出願の有無に関わらず、電子申請システムより「令和9年度埼玉県スクールソーシャルワーカー出願の意向について」を入力してください。

入力期間：令和8年9月11日（金）～令和8年9月30日（水）

入 力 先：https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=126068



(2) 選考に係る情報入力について

志願者分類に応じて、電子申請システムより必要情報を入力してください。

なお、入力内容は別添資料（別紙2）の通りです。

入力期間：令和8年9月18日（金）～令和8年10月9日（金）

入 力 先：https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=126103



(3) 選考に係る書類提出について

「1 選考の対象者 (1)応募資格」に応じて、下記の書類を提出してください。

ア 提出先（郵送のみ）

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（埼玉県庁第二庁舎4階）
埼玉県教育局市町村支援部生徒指導課 総務・不登校対策・中退防止担当

イ 提出期間 令和8年9月18日（金）～令和8年10月9日（金）（消印有効）

ウ その他

- ・角形2号（240×332mm）封筒又はレターパックを使用し、封筒の表に「スクールソーシャルワーカー採用選考書類在中」と朱書きしてください。
- ・簡易書留等によらない場合の事故については、一切責任を負いません。

提出書類	応募資格	
	応募資格 ア 社会福祉士 精神保健福祉士 資格有	応募資格 イ 教育や福祉の分野 での活動経験有
①「令和9年度埼玉県スクールソーシャルワーカー志願調書」 （様式第1号）	○	○
②一次審査結果（兼二次審査連絡）通知用の封筒 ※長形3号（120×235mm）封筒に御自身の住所・氏名を記入し、 110円切手を貼付してください。	○	○
③二次審査結果通知用の封筒 ※長形3号（120×235mm）封筒に御自身の住所・氏名を記入し、 110円切手を貼付してください。	※志願者分類アの方のみ	
④社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を証明する書類 ※厚生労働省が発行した登録証の写し。A4判の用紙で提出できるように、 適宜縮小、拡大してください。（縦長）	○	
⑤教育や福祉に関する活動実績を証明する書類（在職証明書） ※勤務先等から「在職証明書」等の発行を受けてください。 ※志願者分類ア・イの方は、提出不要です。		○

ア ①について

- ・志願調書の「特定性犯罪事実該当者」について必ず選択してください。
- ・記載（提出）内容について、重大な虚偽の記載があることが明らかとなった場合は、受験を認めないか又は採用候補者名簿から削除し、採用しません。

イ ③について

- ・志願者分類アの方は、二次審査が免除になる場合もあるので、出願時に提出してください。
- ・志願者分類イ、ウの方は、二次審査当日に持参にて提出していただきます。

ウ ④について

- ・志願者分類に関わらず、これまでに提出された方も提出してください。
- ・「社会福祉士」と「精神保健福祉士」の両方の資格をお持ちの方は、両方とも提出してください。
- ・登録証がまだ届いていない方は、合格証書の写しを出願時に提出し、登録証が届き次第、資格登録証の写しを提出してください。
- ・写しはA 4 版の用紙で提出できるように、適宜縮小、拡大し、サイズが小さいものは用紙の中央に印刷されるようにしてください。（A 4 版の用紙は縦長方向）
- ・二次審査当日に資格登録証の原本の確認を行いますので、必ず原本を持参してください。

エ ⑤について

- ・在職証明書について、所定の様式はありません。任命権者である機関等の証明を受けた在職証明書を提出してください。本人氏名、機関名、在職期間、職名（業務内容等）、問い合わせ先を記載してください。
- ・これまでに埼玉県スクールソーシャルワーカーとして勤務している者、埼玉県内公立学校での活動実績がある者は、人事異動通知書の写しをもって活動実績の証明書の代わりとすることができます。その場合は、二次審査当日に原本を確認する場合があります。

(4) 留意事項

- ア ①「令和9年度埼玉県スクールソーシャルワーカー志願調書」（様式第1号）は、埼玉県生徒指導課のホームページからダウンロードして使用してください。

URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/bosyu/r9-ssw.html>

- イ 応募の際に提出した書類は返却いたしません。

- ウ 電子申請システム入力後、内容を御自身で確認することはできませんので、必要に応じて入力画面のスクリーンショットを保存するなどの対応をお願いします。

- エ 電子申請システム入力後、修正がある場合は、改めて全項目を入力し、再申請してください。

4 任 用

「令和9年度埼玉県スクールソーシャルワーカー採用予定者名簿」に登載された者については、原則として、令和9年度に埼玉県スクールソーシャルワーカーとして任用します。（採用予定者名簿から削除された者は除く。）

登載された者は、医師が証明した胸部エックス線検査の診断結果（令和8年度内に実施したものの写し）等の書類を提出していただきます。

なお、勤務日数、勤務先市町村等については3月中・下旬に通知を郵送する予定です。

5 身 分

会計年度任用職員

6 任用期間

1年間（令和9年4月1日から令和10年3月31日）

※採用後1月間は条件付採用期間となります。なお、期間中の勤務日数に応じて条件付採用期間を延長する場合があります。

7 職務内容

- (1) 課題を抱える児童等への支援及び家庭環境への働き掛け
- (2) 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (5) 教職員への研修活動等
- (6) 校内のいじめ防止等の対策の組織に関すること

8 勤務条件等 ※勤務条件等に変更となる場合があります。

(1) 勤務先

- ア 市町村教育委員会（指定都市、中核市を除く）
- イ 県立高等学校（全日制課程）
- ウ 県立高等学校（定時制課程）
- エ 県内各教育事務所
- オ 県立総合教育センター（メタバースでの相談）
- カ きたうらわ相談室（オンライン相談を含む）

※勤務先は、県教育委員会が決定する。

(2) 勤務日数・勤務時間等

- ア 市町村教育委員会

原則年間90日以内の勤務（週2日以内の勤務）

午前8時30分から午後5時00分までのうち6時間（休憩時間を除く）

割振りは、別途所属長が定める。

- イ 県立高等学校（全日制課程）
原則年間４５日～１３５日以内の勤務（週１日～週３日以内の勤務）
午前８時３０分から午後５時００分までのうち６時間（休憩時間を除く）
割振りは、別途所属長が定める。
- ウ 県立高等学校（定時制課程）
原則年間１３５日以内の勤務（週３日以内の勤務）
午前８時３０分から午後９時４５分までのうち６時間（休憩時間を除く）
割振りは、別途所属長が定める。
- エ 県内各教育事務所
原則年間１３５日以内の勤務（週３日以内の勤務）
午前８時３０分から午後５時００分までのうち６時間（休憩時間を除く）
割振りは、別途所属長が定める。
- オ 総合教育センター（メタバースでの相談）
原則年間１３５日以内の勤務（週３日以内の勤務）
午前８時３０分から午後５時００分までのうち６時間（休憩時間を除く）
割振りは、別途所属長が定める。
- カ きたうらわ相談室（オンライン相談を含む）
原則年間９０日以内の勤務（週２日以内の勤務）
午前８時３０分から午後５時００分までのうち６時間（休憩時間を除く）
割振りは、別途所属長が定める。

(3) 休暇等

有給休暇制度あり、その他は県の規定によります。

(4) 報酬等

ア 日額 １８，０００円（予定）

イ 期末勤勉手当 報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額を支給
※原則として、一会計年度における任期が６か月以上で、基準日（６月１日、
１２月１日）に在職する者に支給

ウ 費用弁償 通勤、出張に係る交通費相当分を別途支給

(5) その他

ア 週１日勤務において１校（所）を担当する場合と、複数校（所）を担当する場合があります。

イ 令和９年度予算の状況により、勤務条件等に変更が生ずる場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

9 問い合わせ先

埼玉県教育局市町村支援部生徒指導課 総務・不登校対策・中退防止担当

電 話 ０４８－８３０－６７４５

(別紙 1)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

（犯罪事実確認書の交付申請）

第三十三条

対象事業者（第四条（第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第二十六条第一項から第三項まで及び第六項の規定により犯罪事実確認を行わなければならない者をいう。以下同じ。）は、これらの規定により犯罪事実確認を行わなければならないこととされている者（次項において「従事者」という。）について、内閣総理大臣に対し、特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を記載した書面（以下「犯罪事実確認書」という。）の交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請（以下この章において「交付申請」という。）の対象とする従事者（以下この章において「申請従事者」という。）の行う業務が施設等運営者又は事業運営者が管理する施設又は事業所において行われるものである場合にあっては、交付申請は、学校設置者等及び施設等運営者又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者が共同して行うものとする。

3 犯罪事実確認書の交付を受けようとする対象事業者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 交付を受けようとする対象事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 申請従事者の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別
- 三 申請従事者が勤務する学校等若しくは登録一時保護委託施設の名称及び所在地又は申請従事者が従事する児童福祉事業若しくは認定等事業の概要
- 四 申請従事者が行う業務の内容
- 五 申請従事者が教員等又は認定等に係る教育保育等従事者の業務に従事させようとする者である場合にあっては、当該申請従事者を当該業務に従事させる予定の日（第三十八条第二項第二号において「従事予定日」という。）
- 六 交付申請が前項の規定により共同で行われる場合にあっては、交付申請をした者のうち犯罪事実確認書の送付を受ける者
- 七 その他内閣府令で定める事項

- 4 前項の申請書（以下この章において「申請書」という。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 申請従事者と対象事業者との間の雇用契約の契約書の写しその他の当該申請従事者を交付申請に係る業務に従事させることを証する書類
 - 二 その他内閣府令で定める書類
- 5 対象事業者は、申請書を提出するときは、申請従事者に、内閣府令で定めるところにより、申請対象者情報（当該申請従事者の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別並びに当該対象事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地をいう。第三十五条第四項及び第三十七条第三項第一号において同じ。）を記載した書面及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を内閣総理大臣に提出させるものとする。
- 一 申請従事者が日本の国籍を有する場合 次に掲げる書類（ロに掲げる書類にあつては、当該申請従事者に係る除かれた戸籍がある場合に限る。）
 - イ 当該申請従事者の本籍、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項その他の次条第一項に規定する本人特定情報（以下この条において「本人特定情報」という。）に関する事項として内閣府令で定めるもの（ロにおいて「本籍等」という。）が記載され又は記録された全ての戸籍の抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、同法第二百二十条第一項に規定する戸籍証明書又は戸籍の謄本
 - ロ 当該申請従事者の本籍等が記載され又は記録された全ての除かれた戸籍の抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書、戸籍法第二百二十条第一項に規定する除籍証明書又は除かれた戸籍の謄本
 - 二 申請従事者が日本の国籍を有しない場合 当該申請従事者の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写しその他の本人特定情報を把握するために必要な書類として内閣府令で定めるもの
- 6 前項の規定により当該申請従事者が同項各号に定める書類を提出する場合において、当該書類のうちに当該申請従事者が同項の規定により既に提出したものとあるときは、内閣府令で定めるところにより、当該書類（本人特定情報の変更の有無及び内容を把握するために必要なものとして内閣府令で定めるものを除く。）の提出を省略することができる。
- 7 申請従事者が第五項の規定による書類の提出を当該対象事業者を経由して行うことを希望するときは、当該対象事業者は、これを拒んではならない。
- 8 内閣総理大臣は、本人特定情報の確認のため必要があるときは、市町村、指定都市の区若しくは総合区又は出入国在留管理庁に照会し、又は協力を求めることができる。

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

(別紙2)

令和9年度埼玉県スクールソーシャルワーカー募集要項 別添資料

「3 選考に係る提出書類等 (2) 選考に係る情報入力について」における電子入力内容

募集要項に記載の入力先において、以下の項目について入力してください。

【志願調書(様式第1号)と同じ内容】

- 1 氏名(フリガナ)
- 2 使用する姓(旧姓希望の場合)
- 3 性別
- 4 生年月日
- 5 年齢
- 6 職員番号(現職者または過去に付された者のみ)
- 7 郵便番号・住所
- 8 最寄り駅
- 9 最寄り駅までの手段及び所要時間
- 10 電話番号
- 11 メールアドレス
- 12 応募資格
- 13 志願者分類
- 14 特定性犯罪の有無
- 15 社会福祉士の登録番号・登録年月日
- 16 精神保健福祉士の登録番号・登録年月日

【電子入力のみ】

- 17 勤務希望曜日
- 18 勤務可能日数
- 19 勤務可能地域
 - ア さいたま市・鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・伊奈町
 - イ 川口市・草加市・蕨市・戸田市・朝霞市・志木市・新座市・和光市
 - ウ 坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町・東松山市・小川町・ときがわ町・嵐山町・川島町・吉見町・鳩山町・滑川町・東秩父村
 - エ 川越市・所沢市・飯能市・日高市・狭山市・入間市・富士見市・ふじみ野市・三芳町
 - オ 熊谷市・本庄市・深谷市・寄居町・上里町・美里町・神川町
 - カ 秩父市・小鹿野町・長瀨町・皆野町・横瀬町
 - キ 久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町・行田市・加須市・羽生市
 - ク 春日部市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町

- 20 補充任用候補者名簿への登載希望の有無
- 21 市町村教育委員会での勤務可否
- 22 全日制高等学校での勤務可否
- 23 定時制高等学校での勤務可否
- 24 各教育事務所・総合教育センター・きたうらわ相談室での勤務可否
- 25 自動車通勤の可否
- 26 埼玉県内の公立学校に通勤・通学する親族
- 27 埼玉県スクールカウンセラーへの応募の有無について

【作文】 志望動機・作文1～4について、250字以内で入力をしてください。

＜志願者分類 ア・イ＞

志望動機：埼玉県スクールソーシャルワーカーを引き続き志願する理由について入力してください。

作文1：令和8年度での埼玉県スクールソーシャルワーカーとしての実践の中で、最も効果的であった取組とその成果について入力してください。

作文2：「スクールソーシャルワーカー活用ハンドブック（令和2年3月埼玉県教育委員会発行）」※ を教育現場でどのように活用するかについて入力してください。

作文3：児童生徒への支援を充実させるために、福祉・医療・保健・地域等の関係機関との連携において工夫していることについて入力してください。

作文4：児童生徒や家庭のSOSを早期に把握し、必要な支援につなげるために、どのようなアセスメントと支援を行うかについて入力してください。

＜志願者分類 ウ＞

志望動機：埼玉県スクールソーシャルワーカーを志願する理由について入力してください。

作文1：これまでの福祉機関との関係業務や相談支援業務等の経験の中で、最も効果的であった取組とその成果について入力してください。

作文2：「スクールソーシャルワーカー活用ハンドブック（令和2年3月埼玉県教育委員会発行）」※ を教育現場でどのように活用するかについて入力してください。

作文3：児童生徒への支援を充実させるために、福祉・医療・保健・地域等の関係機関との連携において工夫したいことについて入力してください。

作文4：児童生徒や家庭のSOSを早期に把握し、必要な支援につなげるために、どのようなアセスメントと支援を行うかについて入力してください。

※「スクールソーシャルワーカー活用ハンドブック」は、埼玉県ホームページから閲覧できます。